

前期基本計画

平成 24 年度 ▶ 平成 28 年度

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章



第1章

暮らしづくり

～ 便利で快適な質の高い生活ができるまち～

第1節 安全で安心につつまれた生活の確保

第2節 健やかで心安らかな暮らしの充実

第3節 利便性の高い生活基盤の整備

第4節 自然と調和した生活空間の創造

第1節

安全で安心につつまれた生活の確保

第1項 防災・危機管理体制の強化

基本方針

市民の安全を守るため、総合的な防災対策や消防・救急救助体制を充実するとともに、災害対策本部となる市庁舎の耐震化を検討します。

また、災害時におけるマンパワーの確保や地域での助け合いシステムを構築するなどして、地域防災力を強化します。

(1) 防災対策の強化

現状と課題

市民の生命・財産を守るため、東日本大震災を教訓とした津波対策、原子力災害対策の強化を含めた防災・危機管理体制の早急な見直しが求められています。

また、被害を最小限にとどめる減災の取組みを進める必要があります。

基本的方向

市民の安全・安心を確保するため、国・県との連携協力のもと地域防災計画を見直します。

また、自主防災組織を強化して地域の防災力を高めるとともに、迅速で正確な情報を伝達するための情報網を整備します。

主な取組み

① 東日本大震災を教訓とした防災対策の強化

- 津波ハザードマップ※1の見直し等による防災マップの充実
- 国の原子力防災指針の見直しを踏まえた原子力災害対策の強化

② 防災体制の充実

- 氷見市地域防災計画の見直し
- 各種災害訓練の定期的な実施
- 避難施設等案内マップ板の設置
- 生活必需品の備蓄
- 災害時の他市町村、民間企業・団体等との広域的な応援体制の充実

③ 災害情報の迅速な伝達

- 屋外拡声子局※2の充実
- 移動局（移動無線）による災害時の相互通信の確保
- 携帯電話を活用した防災情報の配信
- ケーブルテレビと連携した情報提供

④ 自主防災組織の育成等による地域防災力の強化

- 地域の実情に応じた自主防災組織の見直し
- 自主防災組織の防災資機材の充実
- 自主防災中核リーダー研修会等への地域住民の派遣
- 自主防災組織による地域住民を対象とした研修会の開催

⑤ 災害時要援護者の安全の確保

- 自治振興委員や民生委員児童委員との連携による要援護者の実態把握の推進
- 災害時要援護者に対する避難誘導體制の整備
- 災害時要援護者の救援マップの作成

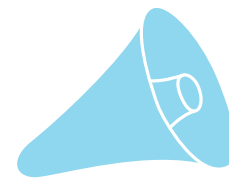
⑥ 国民保護情報※3の提供

- 全国瞬時警報システム（J-ALERT）※4による緊急情報の提供



【施策の成果を示す主な指標】

■ 防災行政無線の音域カバー率



現在	平成28年
94.8%	100%

※1 ハザードマップ【hazard map】

津波、洪水などの自然災害が予想される区域や避難場所、避難経路など住民が自主的に避難するために必要な防災情報をわかりやすく地図上に示したもの。

※2 屋外拡声子局

災害情報等放送用の設備（屋外スピーカー等）。（氷見市防災行政無線では、災害本部との相互通信が可能で、災害時には地域と災害本部との有効な情報伝達手段となる。）

※3 国民保護情報

武力攻撃や大規模テロなどの事態の際に、国から発信される緊急情報のこと。

※4 全国瞬時警報システム（J-ALERT：ジェアラート）

総務省消防庁の全国瞬時警報システム。国から発令された警報を、人工衛星を介して各自治体の無線を自動的に起動し、音声で各地住民に通達するもの。地震・津波など緊急を要する自然災害や、ミサイル攻撃・大規模テロなどの有事の際に使用される。

(2) 災害時における行政の対応力の強化

現状と課題

基礎自治体である市町村は、災害対策において中核的な役割を担うこととなりますが、東日本大震災では、庁舎の被災により、行政機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、人的資源や社会基盤等が失われたことにより、被災後の対応や行政の業務継続に大きな支障を来しました。

そのため、被災時でも行政機能を維持する必要があります。

基本的方向

被災後の行政機能の維持を図るため、災害時においても行政が保有している公文書・資料、個人情報を含むデータを安全に管理できるように努めます。

また、震災にも耐え得る災害対策本部としての市庁舎のあり方について検討します。

主な取組み

災害時における行政機能の維持

- 市庁舎の耐震診断の結果に基づく整備方法の検討及び耐震化
- 被災時における行政機能・災害対策本部機能を維持するための方策の研究
- 行政データの安全管理対策の推進



能登半島地震の際に設置された
災害対策本部の様子

(3) 災害救援ボランティア受入体制の充実

現状と課題

東日本大震災など大規模な災害発生直後において、被災地の行政だけで住民への支援を行うことには限界があります。これまで、全国から災害救援ボランティアが被災地に駆けつけ、様々な分野でのサポート活動を行い、スムーズな災害復興の原動力となってきました。

そのため、本市においても災害救援ボランティアセンター※1機能が迅速に発揮できる体制を整えておく必要があります。

基本的方向

被災時に、災害救援ボランティアの受入・派遣調整などをスムーズに行えるよう、災害救援ボランティアセンター機能の充実を図るほか、全国の市町村ボランティアセンターや関係団体等とのネットワークを整備します。

主な取組み

災害救援ボランティアセンター機能の充実

- ホームページ等での災害救援ボランティア情報の発信
- 地域住民・関係機関を対象とした研修会の開催
- 市外ボランティアセンター等との情報交換、連携によるネットワークづくり



被災地の災害ボランティアセンター

※1 災害救援ボランティアセンター

被災時に、県内外のボランティア団体や他市町村社会福祉協議会、行政等と協力し被災住民のニーズの把握、ボランティアの募集、受付、現場へのボランティア派遣などを行う。

本市では、被災時に氷見市ボランティア総合センターが災害救援ボランティアセンターとなる。

(4) 消防・救急救助体制の充実

現状と課題

近年、複雑多様化する火災や地震、豪雨等の自然災害から市民の生命・財産を守るため、消防力の更なる強化や広域応援体制の充実が求められています。

また、救急出動件数の増加や集団救急事故※¹等に対応するため、救急救命体制の強化が必要となっています。

基本的方向

消防施設等の整備や消防団を充実強化するなどして、火災その他の災害に備えるとともに、火災を未然に防止するため、防火意識の啓発や広報活動を充実します。

また、救急救助体制の充実を図るため、救急隊員の資質の向上や救助資機材を整備するとともに、医療機関との連携強化に努めます。

主な取組み

① 消防対応力の強化

- 消防防災拠点施設の計画的な整備
- 耐震性貯水槽や消火栓等の消防水利施設の整備
- 消防車両及び消防資機材の計画的な整備
- 消防団員確保を含めた消防団活性化対策の推進
- 指令業務の共同運用による広域応援体制の充実
- 消防救急無線デジタル化による通信設備の整備
- 消防計画の見直し

② 火災予防対策の推進

- 防火教室の開催や初期消火訓練の指導等による火災予防啓発活動の推進
- 住宅用火災警報器設置の促進
- 防火対象物の防火管理体制、危険物施設の保安管理体制の指導強化
- 企業の自衛消防組織の結成促進
- 婦人消防隊や婦人防火クラブ、幼・少年消防クラブの育成



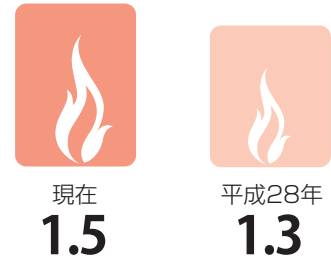
- 自主防災組織、自衛消防組織との連携強化

③ 救急救助体制の充実

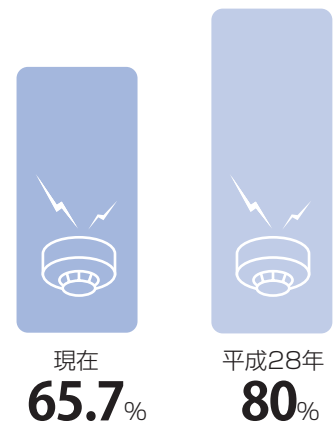
- 救急隊員及び救助隊員の教育訓練や研修会への派遣
- メディカルコントロール体制※2の充実
- 高規格救急車や高度救命資機材の整備・充実
- 市民への応急手当の普及啓発活動の推進
- 医療機関との連携強化
- 救助資機材の計画的な整備

【施策の成果を示す主な指標】

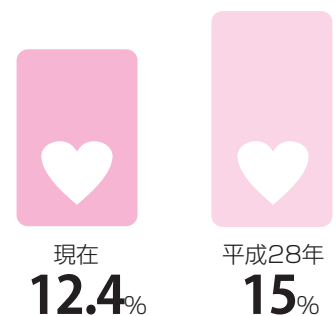
■ 出火率 (人口1万人あたりの出火件数)



■ 住宅用火災警報器の設置率



■ 救命技能を有する市民の割合 (救命講習修了者の人口に対する率)



※1 集団救急事故

大規模交通事故、ガス爆発その他の災害または事故等で、局地的かつ短時間に多数の傷病者が発生する事故。

※2 メディカルコントロール体制

消防機関と医療機関との連携によって、救急隊が現場からいつでも迅速に医師に指示、指導・助言を要請することができ、実施した救急活動の医学的判断、処置の適切性について医師による事後検証が行われるとともにその結果が再教育に活用され、救急救命士の資格取得後の再教育として、医療機関において定期的に病院実習が行われる体制。

第2項

災害に強い地域づくり

基本方針

災害を未然に防止する対策や軽減する対策を進めることにより、市民が安全・安心に暮らすことができる災害に強い地域づくりを推進します。

(1) 土砂災害防止対策等の充実

現状と課題

本市には土砂災害の危険箇所が数多くあり、梅雨前線や台風による集中豪雨や局地的な大雨により、大小の地すべりやがけ崩れが発生しています。

これまで、国・県の協力を得ながら土砂災害防止対策を進めてきましたが、市民が安心して暮らすためには、今後も事業を継続していく必要があります。

基本的方向

国や県等の関係機関に対して働きかけ、土砂災害防止対策を促進するとともに、ハザードマップの配布などにより市民の土砂災害に対する防災意識を高め、市民を災害から守ります。

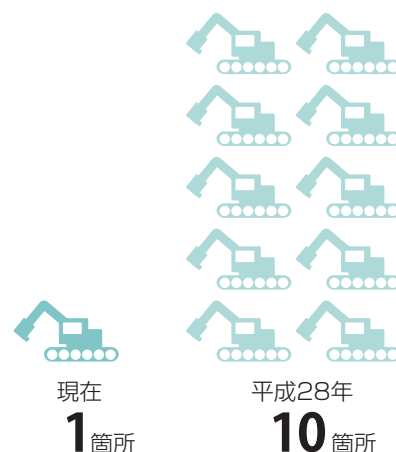
主な取組み

土砂災害等の防止対策

- 急傾斜地崩壊防止対策の促進
- 地すべり防止対策の促進
- 土石流対策の促進
- 治山事業による山地災害の復旧と予防の促進
- 土砂災害特別警戒区域等の周知や防災意識の高揚
- がけ地等に近接する危険住宅の移転の促進
- 危険ため池の廃止

【施策の成果を示す主な指標】

■ 土砂災害特別警戒区域での土砂災害防止対策の延べ事業箇所数



(2) 浸水被害防止対策等の充実

現状と課題

局地的な大雨や梅雨前線等による集中豪雨が、河川や排水路の急激な水位上昇による浸水被害を生じさせ、市民の日常生活に影響を及ぼす恐れがあります。

基本的方向

集中豪雨等による洪水や浸水による被害を防ぐため、計画的な河川改修や市街地の排水路及び道路側溝の整備を推進するとともに、老朽化した施設の機能保全を促進します。

主な取組み

① 河川等の洪水対策

- 2級河川の整備促進
- 中小河川や排水路の整備の推進
- 余川川防災ダムの機能保全の促進
- 十二町瀉排水機場の機能保全の促進

② 雨水排水対策等の推進

- 融雪水や雨水を効率的に排水する道路側溝の整備推進
- 都市型水害を防止する幹線排水路等の計画的な整備



十二町瀉排水機場

(3) 雪害防止対策の充実

現状と課題

冬期間の市民の日常生活や事業活動に支障を及ぼさないよう除雪に努めていますが、除雪機械や除雪業務の従事者の確保が年々難しくなっており、除雪体制の見直しが必要となっています。

基本的方向

積雪期においても無雪期と同様、人や車が安全に通行できるよう、除雪体制の強化や消雪パイプ等の整備を進めるなど、雪に強いまちづくりを推進します。

また、地域ぐるみで取り組む除排雪活動を促進し、地区住民と協働して冬期間の交通の確保に努めます。

主な取組み

① 除雪体制の充実

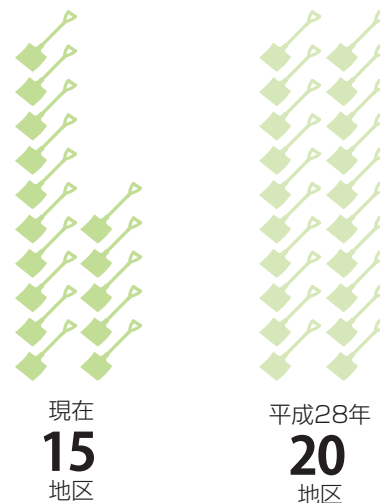
- 国・県と連携した除排雪の協力体制の充実
- 除雪機械や除雪業務の従事者の確保
- 地域ぐるみの除排雪活動への支援
- 国・県と連携した歩行者の安全を確保するための歩道除雪の充実

② 消雪施設の拡充

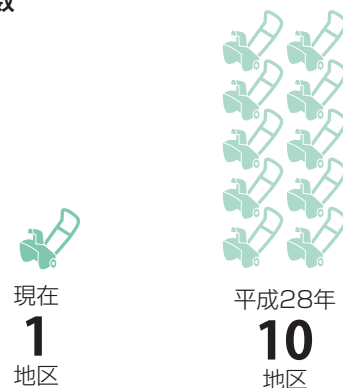
- 積雪期の通行を確保するための消雪パイプ等の整備
- 老朽化した消雪パイプ等のリフレッシュ整備

【施策の成果を示す主な指標】

■地区内の除排雪を自主的に実施している地区数



■地域ぐるみの排除雪機械の配置地区数



第3項

日常生活の安全の確保

基本方針

市民が安全で安心して暮らすことができるよう、交通安全や防犯への対策を強化します。また、消費者問題から市民を守る体制づくりを進めます。

(1) 交通安全対策の充実

現状と課題

市内の交通事故件数は減少傾向にあるものの、交通事故にあう高齢者の割合は増加しており、高齢化が進行していく中で、高齢者に対する交通安全対策が重要となっています。

また、能越自動車道の延伸等により交通環境が変化する中、市民が安全、安心に暮らすことができる交通社会が求められています。

基本的方向

交通事故を未然に防止するため、交通安全教室等の啓発活動により交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全施設の整備に努めます。

主な取組み

① 交通安全意識の高揚

- 子どもや高齢者を対象とした交通安全教室の開催
- 高齢者世帯への訪問指導の推進
- 関係機関と市民の協働による交通安全運動の推進
- 広報・ホームページ等による交通安全意識の啓発

② 交通安全施設の整備

- 歩道やカーブミラー、ガードレール等の交通安全施設の整備の推進



子ども交通安全教室

(2) 防犯対策の強化

現状と課題

全国的に子どもや高齢者などの社会的弱者を狙った犯罪が発生していることから、関係団体と連携した犯罪が発生しにくい地域社会の構築が求められています。

基本的方向

市民の防犯意識を高める啓発活動を推進するとともに、警察、防犯協会、民間パトロール隊等と連携・協力し、地域の防犯力を高めるなど、犯罪の起こりにくい環境を整備します。

主な取組み

① 防犯意識の高揚

- カギかけキャンペーン等の防犯行事の開催
- 警察、防犯協会、民間パトロール隊による合同防犯パトロールの実施
- 高齢者防犯教室の開催
- 広報・ホームページ等による犯罪発生状況や防犯情報の提供

② 防犯環境の整備

- 関係機関と自治会等の連携による防犯体制強化
- 家庭・学校・地域との連携による防犯活動の推進
- 氷見市安全なまちづくり推進センターと関係機関の連携強化
- 地区安全なまちづくり推進センターの育成と活動支援
- 子ども110番の家制度の普及促進



警察署と地区防犯パトロール協会合同の「鍵かけキャンペーン」

(3) 消費者保護の充実

現状と課題

消費者を取り巻く環境は、日々複雑・多様化しており、消費者トラブルが増加しています。これに対応するために、市民一人ひとりが自らのこととして消費生活問題をとらえ、消費者意識を高めることが必要になっています。

また、消費生活問題について、安心して相談できる窓口の充実が急務になっています。

基本的方向

消費者トラブルを未然に防止するため、ボランティア団体と連携し、消費生活についての広報・啓発活動を行い、市民の消費者意識の醸成に努めます。

また、消費生活相談員を確保するとともに、そのスキルアップに努め、消費生活相談体制を充実します。

主な取組み

① 消費生活に関する啓発と情報提供

- 消費者教室の実施
- 消費生活情報の収集・提供
- 消費生活啓発資料の作成・配布
- 計量検査等の実施

② 消費生活相談体制の充実

- 消費生活相談の実施
- 消費生活相談員の確保及び資質・能力の向上
- 国・県、富山県消費生活センター等関係機関との連携強化



消費者トラブルについての市の啓発パンフレット

第2節

健やかで心安らかな暮らしの充実

第1項

みんなで支え合う福祉のまちづくり

基本方針

高齢者、障害者、子どもなど誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、市民の福祉に対する関心を高め、地域の人々で支え合う社会の形成に努めます。

また、地域の保健・福祉サービスを担う人材の育成と資質の向上を図るとともに、関係機関の連携による総合的な相談支援体制を充実します。

(1) 地域で支え合う福祉の推進

現状と課題

少子高齢化や核家族化に伴い、これまで家族が担っていた介護や子育て機能が低下してきており、一方で、高齢期を迎えても住み慣れた地域で暮らし続けたいという市民のニーズは高く、支援を必要とする人を地域で包括的に支援する体制の構築が求められています。

基本的方向

多様化する福祉ニーズに対応するため、地区社会福祉協議会※1を中心として地域の福祉従事者の連携を促進するとともに、地区ごとに策定する福祉行動プランに基づき、地域特有の生活上の課題の解決に努めます。また、より多くの人々が気軽に福祉ボランティア活動に参加できる環境を整えるとともに、地域の福祉の担い手となる人材の育成・確保に努めます。

さらには、支援を必要とする人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域住民の支え合いによりきめ細かな生活支援サービスを提供できる体制づくりを進めます。

主な取組み

① 地域での福祉活動の連携と推進

- 地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、福祉ボランティア、医療・介護等福祉関係団体との連携強化

- 地区社会福祉協議会福祉行動プランの策定
- 地域福祉ボランティア活動の活性化
- ② 地域で支え合う生活支援と見守りの推進
- 地域における生活相談体制の推進
- 地域で支え合う見守りネットワークの構築
- 買物・外出支援サービスの推進
- 生活・介護支援サポーターの養成



認知症高齢者見守り訓練

(2) 地域福祉を推進する基盤の強化

現状と課題

個々の人が抱える福祉に関する問題には複数の要因が絡んで複雑化してきており、これらの問題を効果的に解決するには、それぞれの分野の関係者が情報を共有し、協力していくことが必要となっています。

このような福祉ニーズは今後増大すると考えられることから、専門的知識を持つ人材の育成と確保が不可欠です。

基本的方向

すべての福祉関係の相談を確実に受け止め、関係する機関や団体などの連携による支援体制づくりに努めます。

また、福祉・介護サービス従事者の専門性の向上や資格取得を目的とした研修の充実を図り、多様化・高度化する福祉ニーズに対応できる人材を育成・確保します。

さらに、関連機関の連携と専門職の育成により、複雑で専門性の高い課題に取り組めます。

主な取組み

① 福祉の総合相談・支援体制の強化

- 相談窓口の充実と行政、関係機関、専門職の連携による総合的なコーディネート体制の構築
- 地区社会福祉協議会や市社会福祉協議会、行政機関等の連携による情報の共有
- 情報通信技術（ICT: information and communication technology）を活用した要援護者の見守りネットワークの研究

② 福祉研修センター（仮称）による担い手づくり

- 福祉・介護サービス従事者の資質の向上を図るための研修の促進
- 福祉・介護サービス従事者同士の連携強化を図るための意見交換会の開催
- 社会福祉士等の有資格者や福祉の仕事を目指す学生等を登録する福祉人材バンクの設置

③ 権利擁護に対する支援

- 成年後見制度※2 を利用する人への支援



介護サービス従事者研修

※1 地区社会福祉協議会

本市において、昭和62年から平成2年にかけて、「誰もが安心して暮らすことのできる地域」の実現を目的に、旧小学校区の21地区ごとに組織された地区社会福祉協議会。自治会、民生委員児童委員、老人会、婦人会、青年団、地区ボランティア、教育・保育機関の代表者等が構成メンバーとなっている。

※2 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分なため、財産管理や契約などの手続きが困難な者に対し、本人の行為の代理または行為を補助する者を選任する制度。平成12年の民法改正により禁治産制度に代わるものとして設けられた。

第2項 豊かな長寿社会づくり

基本方針

高齢者が、健康で生きがいのある生活を送り、住み慣れた地域で安心して暮らせる長寿社会を実現します

(1) 生きがいづくりの推進

現状と課題

高齢者人口が増加している中、老人クラブが中心となり高齢者の社会参加活動を行っていますが、老人クラブ加入率は年々低下しています。

また、ライフスタイルの変化に伴い、趣味や興味の対象もますます多様化することが予想され、それぞれのニーズに合った様々な社会参加の場を提供していく必要があります。

基本的方向

高齢者の健康維持を支援するとともに、年齢にとらわれず心の若さを保ち続け、それぞれの個性に応じた生きがいづくりができるよう、趣味や学習の機会の拡充、就労の場やふれあいの場の確保など、積極的に社会参加できる環境づくりに努めます。

主な取組み

① スポーツ・文化活動等の拡充

- 老人クラブ活動の活性化
- 退職者世代のボランティア活動の促進
- 屋内健康広場等の利用促進
- 健康増進活動や生きがいづくり活動等への支援
- 教養講座や軽スポーツ教室など、スポーツ・文化活動メニューの充実

② ふれあいの場の提供

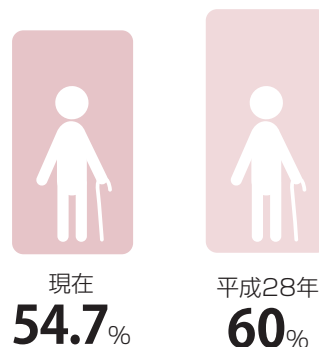
- ふれあいランチ※¹など、高齢者の集まる場の提供
- 子どもや若者等との交流の場の拡大

③ 就業機会等の拡充

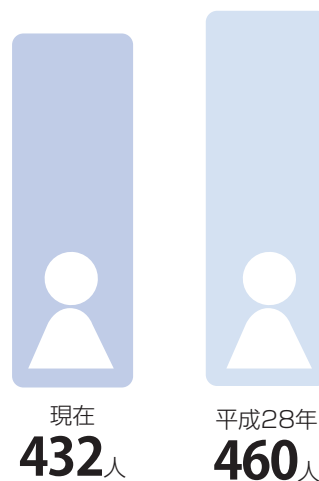
- シルバー人材センター活動事業の充実と会員登録の促進
- 雇用の場としてのコミュニティビジネス※2の普及促進
- 関係機関との連携によるシニアの就業に関する情報提供
- 雇用年齢の引き上げ等、事業所等の高齢者雇用への理解促進

【施策の成果を示す主な指標】

■老人クラブ加入率



■シルバー人材センター登録者数



※1 ふれあいランチ

本市では、地域住民相互のふれあいと高齢者の生きがいづくりのため、各地区の公民館等を利用し、地域の高齢者に地区社会福祉協議会・地域のボランティアグループ等によるランチサービスや健康教室を行っている。

※2 コミュニティビジネス

地域の住民を中心に組織し、企業や行政機関の対応しにくい、生活者の需要を掘り起こして展開する事業。収益を上げるだけでなく、社会奉仕の要素も強く、介護・子育て・教育・町づくり・資源リサイクルなどの分野がある。

(2) 介護予防の推進

現状と課題

市民が住み慣れた地域で自立して生活し続けるためには、高齢期を迎えても生活機能※1を維持していくことが重要です。本市では、全国平均や県平均より早く高齢化が進んでいることから、市民の介護予防に積極的に取り組む必要があります。

基本的方向

「めざせきときと100歳」を目標に、高齢者が自ら健康状態を把握し、生活改善に取り組める介護予防プログラムの普及啓発を図るとともに、生活機能の低下が見られる高齢者に対し、介護予防事業への積極的な参加を促します。

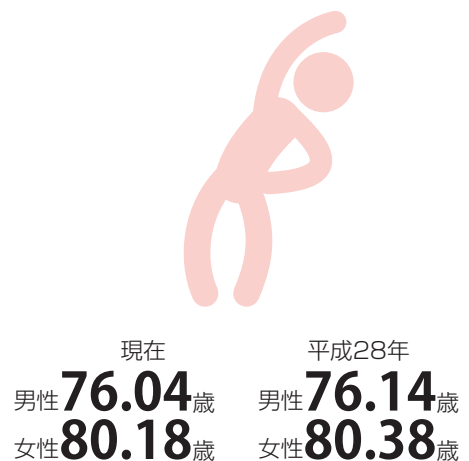
主な取組み

介護予防の推進

- 介護が必要になる恐れの高い高齢者（二次予防対象者）に対する機能訓練の充実
- 健康な高齢者（一次予防対象者）に対する介護予防教室の充実
- 介護予防番組の充実

【施策の成果を示す主な指標】

■ **健康寿命**
（平均寿命から介護を要する期間を差し引いた期間）



※1 生活機能

筋力・体力など、自立した生活を営むために必要な能力。

(3) 支援体制と介護サービス等の充実

現状と課題

現在、本市では要介護（要支援）認定率※¹がほぼ横這い状態にありますが、今後、高齢者の増加に伴うサービス利用の伸びが見込まれることから、在宅サービスと施設サービスのバランスを考慮しながら、より質の高いサービスを提供していく必要があります。

また、一人暮らしや高齢者のみの世帯の増加に伴い、地域で必要なサービスが確実に提供される体制の整備を進めていくことが重要です。

基本的方向

日常生活圏域※²における特性やニーズを考慮しながら、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で継続して暮らしていけるサービス基盤の整備に努めるとともに、介護、予防、医療、地域生活支援、住まいの5つのサービスを一体的に提供できる地域包括ケアを推進します。

主な取組み

① 在宅サービスの充実

- 訪問、通所、短期入所等の居宅サービスの充実
- 緊急通報、調髪サービス等の高齢者総合福祉支援の充実

② 地域密着型サービス※³の充実

- 地域密着型介護施設の充実

③ 施設サービスの充実

- 療養病床の新型介護老人保健施設※⁴への転換
- 入所者のライフスタイルに沿ったケア（個室ユニットケア）の推進

④ 地域包括ケアの推進

- 介護と医療の連携強化
- 地域包括支援センターの相談体制の充実
- 介護予防、配食・見守り等の生活支援サービス等の総合的な提供体制の整備



介護老人福祉施設のユニット型居室

- サービス付き高齢者向け住宅※5の整備促進等による住まいの確保



園児による福祉施設での敬老会

※1 要介護（要支援）認定率

65歳以上の者に占める要介護（要支援）認定者の割合。

※2 日常生活圏域

おおむね30分以内で駆けつけられる圏域。本市では、氷見地域、南条地域、上庄谷地域、灘浦地域の4圏域を設定している。

※3 地域密着型サービス

高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするため、平成18年4月に創設されたサービスで、小規模多機能型居宅介護、グループホーム、夜間対応型訪問介護など、地域での生活を24時間体制で支えるためのサービス。

※4 新型介護老人保健施設

療養病床の再編成に伴い、介護老人保健施設の新たな類型として定められた施設で、介護療養型医療施設と介護老人保健施設の中間的な施設。介護療養型医療施設は、平成30年3月までに介護老人保健施設等への転換などの対応が求められている。

※5 サービス付き高齢者向け住宅

安否確認や生活相談など、高齢者が日常生活を営むために必要なサービスの提供を受けることができる良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅。

第3項

障害者の自立と社会参加の促進

基本方針

障害のある人もない人も、すべての人が互いに人格と個性とを尊重しながら支え合うとともに、障害者一人ひとりが住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らすことができる環境づくりに努めます。

(1) 障害者が地域で安心して暮らせる環境づくり

現状と課題

障害者が住み慣れた地域で継続して生活するため、身近な地域での相談支援体制や障害福祉サービスの充実が求められています。

また、家族介護者の高齢化が進んでいることから、心身面での負担を軽減することが必要です。

基本的方向

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすため、身近な地域で、様々な相談や一人ひとりに応じたサービスが利用できるよう整備するとともに、地域住民による支援体制を構築します。

また、家族介護者等の介護の負担や障害者のいる家庭の経済的な負担等を軽減するとともに、障害者の権利擁護を図るための体制を構築します。

主な取組み

① 障害者相談支援体制の充実

- 相談支援体制の充実・強化
- 地域自立支援協議会による関係機関の連携強化
- 地域生活に移行する人への支援
- 障害者の権利擁護に関する相談支援体制の構築

② 障害者福祉サービス等の充実

- 在宅サービスをはじめとする障害福祉サービス等の充実
- 多様な障害※1に対する支援
- 家族介護者等への支援（レスパイト支援※2）

③ 住まいの確保

- 賃貸住宅等の入居支援
- 障害者グループホーム等の整備促進
- 在宅重度身体障害者等の住宅改善への支援

④ 誰にでもやさしいまちづくり

- 公共施設のバリアフリー化の推進
- ユニバーサルデザイン※3の普及

(2) 障害者の就労支援と社会参加の促進

現状と課題

働くことを希望する障害者の自立を図るため、就労支援を充実・強化することが必要です。また、障害者が地域で生き生きと暮らすため、様々な社会活動に参加するための支援が求められています。

さらに、障害のある人もない人も、安心して心豊かに暮らせる地域社会づくりを進めるためには、すべての人が障害について正しく理解し、正しい認識を持つことが不可欠です。

基本的方向

雇用・福祉・教育の分野が連携した障害者就労支援ネットワークを充実するとともに、コミュニティビジネスの支援等により障害者の雇用の場の拡大に努めます。

また、障害及び障害者に対する正しい理解が広く浸透するよう普及啓発活動を推進するとともに、障害者が心豊かに暮らすための社会活動への参加を支援します。

主な取組み

① 就労支援の充実・強化

- 就労に関する相談支援の実施
- 障害者就労支援ネットワークの充実
- 障害者雇用に関する制度等の広報の実施
- 雇用の場としてのコミュニティビジネスの普及促進

② 社会参加の促進

- 障害及び障害者に対する正しい知識の普及啓発

- 障害者チャレンジショップ等での地域住民との交流活動の促進
- 文化活動、レクリエーション、スポーツ教室等の開催
- 地域活動支援センター※4への支援
- 手話通訳ボランティアの養成・派遣
- 自動車運転免許取得、車両改造への助成
- 施設利用料等の減免措置の実施
- 広報等の音訳化の実施
- 障害者をサポートするボランティアを対象とした研修の充実



福祉チャレンジショップ

※1 多様な障害

発達障害・高次脳機能障害・難病などの、従来の身体・知的・精神障害の障害者手帳の交付対象となりにくい障害。

※2 レスパイト支援

家族を障害者の介護から開放することによって、日頃の心身の疲れを回復してもらうために援助すること。

※3 ユニバーサルデザイン

高齢であることや障害の有無などにかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。

※4 地域活動支援センター

地域の実情に応じ、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与し、障害者の自立した地域生活を支援する場。

第4項

健康づくりと疾病予防対策の充実

基本方針

市民が生涯にわたっていきいきと元気に暮らせるよう、生活習慣病※¹の予防や感染症対策、心の健康づくりを推進し、健康寿命※²の延伸を図ります。

(1) がん、生活習慣病予防の推進

現状と課題

本市では、生活習慣病による死亡率が高いことから、ねたきりや認知症の一因ともなる生活習慣病を予防することで、早世※³を防ぎ、健康寿命の延伸を図る必要があります。

また、健康づくりボランティア※⁴は、生涯を通じた健康づくり活動の地域リーダーとしての役割を担っていますが、地区間での活動の格差や担い手の不足などの課題があります。

基本的方向

市民一人ひとりが自ら生活習慣病の予防に取り組めるよう、若い世代からの健康教育の充実を図ります。

また、疾病の早期発見・早期治療のため、健康診査の受診率の向上と生活習慣病のリスクが高い人へのフォロー体制の充実を図ります。

さらに、健康づくりボランティア活動への積極的な支援を行い、地区組織や関係機関が相互に協力して、地域ぐるみの健康づくりに努めます。

主な取組み

① がん、生活習慣病等の健康診査と保健指導の充実

- がん検診をはじめとする各種健康診査受診の勧奨
- 生活習慣を見直す保健指導の充実

② 健康づくり意識の啓発

- 若い世代からの生活習慣病対策等の健康教育・健康相談の充実
- 市民健康大学祭の開催

③ 地域ぐるみの保健活動の推進

- 健康づくりボランティアの活動支援
- 自治会等の地区組織や事業所、関係機関等との連携による地域全体の健康づくりの推進

【施策の成果を示す主な指標】

■健康づくりボランティア登録者数



(2) 心の健康づくりの推進

現状と課題

様々な社会的要因からストレスを抱える人が増加している中、本市の自殺死亡率は全国や県と比較しても高い状況にあります。自殺と心の健康は大きく関わっていることから、ストレス対策や、正しい知識の啓発等の心の健康づくりを推進していく必要があります。

基本的方向

市民一人ひとりが心を健康に保つための生活習慣を実践し、ストレスへの対処法を身につけていくよう啓発を行います。

また、本人や周囲の人に対し、一人で悩みを抱え込まずに相談する必要性を啓発するとともに、地域等における相談支援体制の充実を図ります。

主な取組み

① 心の健康づくりの啓発

- ストレスの対処法や相談機関の周知
- うつ病等の精神疾患の正しい知識の啓発

② 相談・支援体制の整備

- 心の相談会の開催
- 地域や職場等における身近な相談支援者の養成



「こころの健康づくり講演会」

(3) 感染症予防対策の推進

現状と課題

近年、結核等の既知の感染症はもとより、毒性の強いインフルエンザ等の新たな感染症の脅威が懸念されています。特に、子どもや高齢者は病気にかかりやすく、重篤化しやすいため、予防接種を個々の状態に配慮しながら安全に実施し、疾病の発生や蔓延を予防する必要があります。

基本的方向

様々な感染症から身を守るための各種予防接種を実施するとともに、関係機関と連携しながら実施体制の充実を図ります。

また、感染症に関する正しい知識や情報の普及啓発に努め、感染症の発生や拡大を予防します。

主な取組み

感染症発生・蔓延予防の推進

- 予防接種の実施体制の充実
- 感染症予防についての正しい知識や情報の普及啓発

※ 1 生活習慣病

心臓病・高血圧症・糖尿病・脂質異常症など、不適切な食事や運動不足、喫煙、飲酒等の生活習慣に起因すると考えられる病気。

※ 2 健康寿命

認知症やねたきりなどの要介護状態にならず、健康で自立して生活できる期間。

※ 3 早世

高齢期（65歳以上）に達する前に死亡すること。

※ 4 健康づくりボランティア

健康に関する研修を受け、市内の各地域で積極的に健康づくりを推進しているボランティア。食生活改善推進員、ヘルスボランティア、がん対策推進員、母子保健推進員。

第5項 地域医療の充実

基本方針

いつでも安心して医療を受けることのできるよう、地域の医療機関相互の連携を進めるとともに、救急医療体制の整備やへき地医療の充実、市民病院の機能充実に努めます。

(1) 地域医療体制の整備

現状と課題

高齢化が進行し、今後ますます医療ニーズの高まりが予想されることから、地域に密着した医療体制が求められています。

公設民営（指定管理者制度）の金沢医科大学氷見市民病院は、地域の中核病院の役割を担っていることから、市民の多様化する医療ニーズに対応できる診療機能の充実に努められています。

基本的方向

市民がいつでも適切で質の高い医療を受けることができるよう、市民病院と市内医療機関との連携強化と役割分担を促進するとともに、医療スタッフや医療機器の充実など、市民病院の医療機能の向上を図ります。

主な取組み

① 地域医療連携の推進

- 市民病院と市内医療機関との連携強化と役割分担
- 市内医療機関・保健・福祉施設との情報共有体制の構築

② 市民病院の医療機能の充実

- 医師・看護師等医療従事者の安定確保による診療機能の充実
- 高度医療センター機能の整備計画の推進（がん等の専門医療の提供）
- 医療機器等の整備
- へき地巡回診療の推進



金沢医科大学氷見市民病院

- 健康管理センターによる予防医療の推進
- リハビリ（回復期・通所）医療等の推進

(2) 救急医療体制の充実

現状と課題

高岡医療圏※1域内の救急医療については、初期救急として在宅当番医制※2及び高岡市急患医療センター、二次救急として病院群輪番制※3、三次救急として救命救急センター（厚生連高岡病院）の体制で対応していますが、今後も関係機関の連携・協力により救急医療の充実を図る必要があります。

基本的方向

不意の発病にいつでも対応ができるよう、在宅当番医制や病院群輪番制など、氷見市医師会や高岡医療圏域内における医療機関の協力により、救急医療体制の充実を図ります。

主な取組み

① 救急医療体制の推進

- 在宅当番医制の推進
- 一部の三次救急患者の受入れなど市民病院の救急医療体制の充実
- 救急救命士と医療スタッフとの連絡会・講習会等の実施

② 救急医療情報の提供

- 救急医療に関する啓発
- 在宅当番医の広報



高岡医療圏（「新富山県医療計画」より）

※1 高岡医療圏

県内における二次医療圏（医療法に基づき、専門的な外来診療や一般的な入院医療を提供する。）の1つ。氷見市、高岡市、射水市で構成。

※2 在宅当番医制

休日における応急処置的な医療と入院を必要としない軽症患者等に対応するため診療所等が交替で診療を行うこと。

※3 病院群輪番制

休日及び夜間における入院加療を必要とする中等症、重症救急患者の受入れ先として医療圏ごとに病院が交替で診療を行うこと。

第6項

社会保障制度の円滑な運営

基本方針

病気やけが、老齢や障害、失業等による個人の責任や努力だけでは対応できないリスクに対し、人が相互に連帯して支え合う社会保障制度を円滑に運用し、生涯にわたって安心な暮らしを確保します。

(1) 介護保険制度の適正な運営

現状と課題

高齢化の進行等により保険給付費が年々増加していることから、より安定した保険財政の運営と給付の適正化に取り組む必要があります。

また、多様化するニーズに適確に対応するため、より質の高いサービスの提供が求められています。

基本的方向

公正な判定と適切なケアマネジメントに基づき、質の高いサービスが利用できるよう、必要な人材の確保と資質の向上等に努めます。

主な取組み

給付適正化の推進

- 給付適正化事業の推進
- ケアマネジメントの充実
- サービス事業者間の連携強化

(2) 医療保険制度の円滑な運営

現状と課題

医療費の増加や保険税等の収入減少により、国民健康保険等の医療保険財政の運営は厳しい状態にあります。

また、平成20年度に始まった後期高齢者医療制度は、次第に制度への理解が進み、市民に定着してきましたが、今後、医療保険制度の大幅な改革が見込まれています。

基本的方向

疾病予防への取り組みや被保険者の医療制度への理解を深めることにより、医療費の適正化に取り組むなど、制度の円滑な運営に努めます。

また、新たな医療保険制度に速やかに対応できる体制を整えます。

主な取り組み

① 制度に関する意識啓発と相談の充実

- 広報「すこやか」、ケーブルテレビ及びホームページ等を活用した啓発
- 制度紹介のためのパンフレットの作成、配布
- 相談システムの機能強化

② 医療費適正化に向けた取り組みの強化

- 特定健診・保健指導の受診率向上及びドックの利用率向上の推進
- 疾病傾向の分析による保健指導の実施と健康に対する意識向上の啓発
- 訪問指導による重複・多受診の解消
- ジェネリック医薬品※1の使用促進

※1 ジェネリック医薬品

新薬（先発医薬品）の特許期間の切れた後に、他社が製造する新薬と同一成分の薬。効能、用法、用量も新薬と同じ。開発費がかからないため価格が安い。後発医薬品。

(3) 国民年金制度の周知啓発

現状と課題

核家族化や高齢化が進む中において、国民年金制度の重要性がますます高まっています。しかし、保険料の未納など、国民年金を取り巻く状況は厳しくなっています。

基本的方向

国民年金制度の正しい知識の普及啓発に努め、負担の公平化と未加入の解消を図るとともに、相談体制を充実し、市民の年金受給権の確保に努めます。

主な取組み

適正な加入の促進と制度の普及啓発

- 未加入者等の加入促進
- パンフレット等の配布による制度の周知
- 年金相談の充実

(4) 生活保護制度の適正な運営

現状と課題

長引く不況等により、本市においても生活困窮者はわずかながら増加する傾向にあることから、関係機関と連携して、就労支援を促進するなど、被保護者の自立に向けた支援が必要となっています。

基本的方向

地域の民生委員児童委員や医療機関・社会福祉施設等との連携により、生活困窮者の情報を収集し、自立に向けた相談や助言などの支援に努めます。

主な取組み

生活困窮者の自立に向けた支援の充実

- 関係機関との連携による生活困窮者の状況に応じた支援の実施
- 生活の自立に向けた相談・助言等の支援の充実

第3節

利便性の高い生活基盤の整備

第1項

適正な土地利用の推進

基本方針

土地利用基本計画※1に基づき、計画的な土地利用や地域の特性を生かした土地利用を推進します。
また、地籍調査を行うことにより土地の実態を正確に把握します。

(1) 総合的・計画的な土地利用の推進

現状と課題

能越自動車道の延伸などにより新たな土地利用の可能性が生まれており、総合的・計画的な土地利用について検討する必要があります。

また、学校統合や市民病院の移転などにより用途が廃止された公共施設が発生しており、これらの施設や跡地の利活用について検討する必要があります。

基本的方向

時勢の変化に合わせた都市計画マスタープランの見直しや用途区域の見直しを行うとともに、用途が廃止された公共施設について、地域の事情等を勘案した有効利用の方策を検討し、調和の取れた土地利用を推進します。

また、土地取引や公共事業を円滑に行えるよう、地籍調査を推進します。

主な取組み

① 調和のとれた土地利用の推進

- 都市計画マスタープランの見直し
- 社会情勢に対応した用途区域の見直し
- 公共施設の跡地利用計画の策定

② 土地の実態の正確な把握

- 国土調査法に基づく地籍調査事業の推進
- 地籍簿、地籍図の適正な維持管理

※ 1 土地利用基本計画

国土利用法に基づき、個別規制法に基づき策定される諸計画に対する上位計画として、また、土地の取引段階から利用区分に応じた規制と誘導を行うため、都道府県知事が定めるもの。

第2項 快適な住空間づくり

基本方針

身近にうるおいとゆとりを感じることができる公園などを整備するとともに、住宅取得の促進や空き家の有効活用を行うことにより、良質で快適な生活を送ることができる住空間の形成に努めます。

(1) 公園・緑地の整備

現状と課題

ゆとりとうるおいの空間を創出するために公園の整備を進めてきましたが、施設の老朽化が進んでいます。

また、公園が地域の憩いの場として長く親しまれるよう、市民の公園に対する愛着を深める必要があります。

基本的方向

人がふれあうことができる緑豊かな公園の整備を図るとともに、計画的に公園施設を更新します。

また、市民参加型の公園管理のあり方を検討し、市民の公園の利用増進を図ります。

主な取組み

公園・緑地の整備

- 朝日山公園の整備
- 桜の名所再生
- 公園長寿命化計画の策定と施設更新
- 身近な公園等の市民による日常管理体制づくり



桜の再生整備を進める朝日山公園

(2) 魅力ある住環境の整備

現状と課題

本市の市街地は、住宅が密集しており、駐車場がないなど、現在の生活様式に合わない部分が多く、住民の市街地からの流出が進行しています。

また、市内各所で廃屋・空き家が増えており、倒壊による危険、景観問題など地域住民の生活に悪影響を与えています。

基本的方向

定住人口の拡大を図るため、優良な住宅団地の造成を行う事業者に対する助成や若者等の住宅取得への支援を行うとともに、地域住民と協力して、美しくおいしいのある住環境やまちなみ景観の維持に努めます。

また、空き家の有効活用を促進するとともに、住宅密集地や幹線道路沿いの危険な廃屋の解体撤去を行うなどして、地域における住環境の向上を図ります。

主な取組み

① 優良住宅地の整備への支援

- 民間事業者による住宅団地造成への支援
- 土地所有者等の建築協定締結の促進

② 空き家対策の推進

- まちなか居住支援
- 空き家情報バンクの活用
- 空き家の再利用の検討
- 危険老朽空き家の解体撤去の促進

③ 住宅取得への支援

- 住宅相談体制の整備促進
- 若年層の住宅取得への支援
- 木造住宅耐震改修の支援

(3) 安全な水の安定供給

現状と課題

耐用年数を超過する管路が今後、増加するとともに、施設の老朽化も進んでいます。

そのため、計画的に老朽管の更新や施設の耐震補強工事を実施することにより、災害に強く安定供給が可能な水道施設を整備する必要があります。

基本的方向

水道施設のライフラインとしての信頼性向上を図るため、耐震性に配慮した老朽管の計画的な更新や施設の耐震化を行います。

また、安全でおいしい水を供給するため、水質管理を徹底します。

主な取組み

① 供給体制の整備

- 主要施設の耐震化及び管路の計画的な更新・耐震化
- 針木簡易水道の上水道への統合
- 自己水源（予備水源）の調査

② 適切な水質管理

- 老朽給水管の布設替えの推進
- 配水管の計画的な洗浄
- 貯水槽水道適正管理についての積極的な指導

【施策の成果を示す主な指標】

■ 基幹管路(口径400mm以上)の耐震化率



現在
3.5%



平成28年
6.0%

第3項

道路のネットワークづくり

基本方針

高速道路などの自動車専用道路を軸とした道路交通網は、人、物などの交流を活発化させ、産業・経済の発展に欠かせないものとなっています。また、災害時の物資輸送路や避難路としても重要な役割を果たします。

能越自動車道の整備促進とこれを軸とした道路網を構築することにより、食文化の発信や交流人口の拡大を図るとともに、災害に強く、安全で快適な交通環境を整備します。

(1) 幹線道路の整備

現状と課題

能越自動車道とそのインターチェンジ及び臨港道路等の整備により、道路交通量が増えるとともに交通の流れが変化してきていることから、安全で円滑な交通を確保するための道路交通網の整備が必要となっています。

基本的方向

能越自動車道を軸とした幹線道路の体系的な整備や国道、県道の狭隘区間の改良、バイパス整備等を促進することにより、利便性の高い道路ネットワークの構築を図り、活力ある地域社会を形成するとともに、災害などの緊急時に対応できる機能を確保します。

主な取組み

① 能越自動車道の整備

- 七尾氷見道路の整備促進
- 追加インターチェンジの設置
- 県境パーキングの設置

② 国道の整備

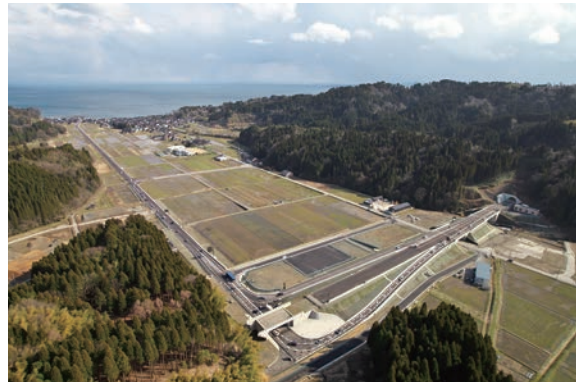
- 国道160号の防災事業の促進
- 国道160号の交通安全施設等の整備促進
- 国道415号バイパス（谷屋～大野）の整備促進

③ 県道の整備

- 主要地方道の改良促進
- 一般県道の改良促進

④ 都市計画道路等の整備

- 都市計画道路氷見伏木線の整備推進
- 市道鞍川霊峰線バイパスの整備推進
- 県道氷見港氷見停車場線の整備促進
- 島尾高岡間の湾岸道路の整備の検討
- 都市計画道路の見直し



能越自動車道「灘浦インターチェンジ」周辺

(2) 生活道路の整備

現状と課題

本市の生活道路は、幅員が狭く、屈曲するなど、改良を必要とする道路が多く、老朽化した橋梁も多く架設されています。

また、生活様式の変化に伴い、道路に求められている機能は、走りやすさ、歩きやすさなどの交通機能だけでなく、快適な歩行者空間や良好な道路環境が求められています。

基本的方向

橋梁を含めた市道の改良を計画的・体系的に行うことにより、走りやすさ、歩きやすさなどの道路が持つべき機能を効果的に引き出し、地域の交通機能を高めます。

また、歩道と車道の分離やバリアフリー化などを行い、それぞれの地域の実情に応じた道路環境を整備します。

主な取組み

① 生活道路網の整備

- 国道・県道へのアクセス道路などの市道の整備推進
- 橋梁の長寿命化修繕
- 道路の危険箇所や狭隘な箇所の改良

② 道路環境の整備

- 歩道と車道の分離推進
- 歩道のバリアフリー化
- 歩行者空間としての側溝整備の推進
- 地区住民による道路愛護活動の促進

【施策の成果を示す主な指標】

■市道橋の耐用年数延長のための改修率



平成28年

15%

第4項

地域交通の確保

基本方針

通勤・通学、通院や買い物などの市民生活を支えるため、身近な移動手段である地域の公共交通の確保に努めます。

(1) 公共交通の活性化

現状と課題

モータリゼーション※¹の進展や少子化の進行等により、公共交通機関の利用者が年々減少し、廃止・縮小が懸念されていますが、公共交通は日常生活に不可欠な移動手段として重要な役割を担っています。

そのため、既存の公共交通機関の維持に努めるとともに、新たな公共交通システムの導入を検討する必要があります。

基本的方向

バス事業者や鉄道事業者と連携しながら、生活路線バスやJR氷見線の利便性を高め、利用の促進に努めます。

また、新たな公共交通システムを調査・研究するとともに、地域住民が主体となったNPO法人等による過疎地有償運送を支援します。

主な取組み

① 生活路線バスの運行促進

- 生活路線バスの維持対策の推進

② 公共交通の利用促進

- ノーマイカーデーの普及啓発
- 県内統一ノーマイカーウィークの普及啓発

③ JR氷見線と氷見駅周辺の活性化

- JR氷見線活性化の促進（新型車輛の導入、軌道強化等）

- パークアンドライド※2の調査・研究
- JR氷見駅の環境整備
- JR城端線との直通化の調査・研究
- ④ **新たな公共交通システムの導入**
- 新システムの調査・研究の推進
- NPOバス運行の支援



地域の足を守るNPO法人によるバス運行

※1 モータリゼーション【motorization】

自動車の大衆化現象。

※2 パークアンドライド【park-and-ride】

最寄りの駅や停留所、目的地の手前まで自家用車で行って駐車し、そこから鉄道やバスに乗り継ぐ移動方式。交通渋滞対策および環境汚染対策の一環として推進されている。

第5項

情報通信基盤の整備・活用

基本方針

産業、教育、福祉、防災等の様々な分野でICTの導入を進め、市民の誰もがいつでもその恩恵を最大限に享受できる、豊かで活力あるユビキタス社会※¹の実現を目指します。

(1) 情報通信環境の充実

現状と課題

ICTの発展はめざましく、インターネットや携帯電話の普及により、一層多様化・高度化するなど、市民生活や経済・産業活動に大きな変化をもたらしています。最近では、スマートフォン※²やタブレットパソコン※³等の新機種が次々と開発され、様々な場面での利用が浸透し、ICTがより身近なものになってきています。

基本的方向

高度な情報通信環境の充実に向け、国、県、事業者等との連携を図り、FTTH※⁴等の超高速ブロードバンドをはじめとする情報通信基盤の整備を促進するなど、地域の情報格差の解消に取り組みます。

また、クラウドコンピューティング※⁵等の新たなサービスの最新の動向を常に調査・研究し、適切な時期に、適切なサービスを利活用しながら、利便性の向上に努めます。

主な取組み

① 情報通信基盤の活用による利便性の向上

- 産業や教育などの様々な分野での情報化の促進
- ケーブルテレビ網の有効活用

② 情報化への対応

- 新たなサービスや技術の導入に向けた調査・研究の推進
- 行政情報のセキュリティ対策の推進
- 情報リテラシー※⁶向上のための情報教育等の充実

● 超高速ブロードバンド等の情報通信基盤の整備促進



ケーブルテレビによる議会中継

※ 1 ユビキタス社会

いつでも、どこでも、何でも、誰でもがネットワークに簡単につながり、各種サービスが受けられる社会。

※ 2 スマートフォン【smartphone】

音声通話以外に、インターネット接続、スケジュール管理、メモ機能などの機能をもつ多機能型携帯電話。スマホ。

※ 3 タブレットパソコン

液晶ディスプレイなどの表示部分にタッチパネルを搭載し、ペンや指で操作するパーソナルコンピュータの総称。小型軽量で携帯性に優れた機種が多い。

※ 4 F T T H (fiber to the home)

各家庭まで光ファイバケーブルを布設することにより、数十～最大100Mbps程度の超高速インターネットアクセスが可能となる高速データ通信サービス。

※ 5 クラウドコンピューティング【cloud computing】

インターネットを経由して、ソフトウェア、ハードウェア、データベース、サーバーなどの各種コンピュータ資源を利用するサービスの総称。

※ 6 情報リテラシー

情報を十分に使いこなせる能力（literacy）。大量の情報の中から必要なものを収集し、分析・活用するための知識や技能のこと。

第4節

自然と調和した生活空間の創造

第1項 環境にやさしい循環型社会の形成

基本方針

低炭素社会の構築やリサイクルの推進、ごみの減量化などを進めることにより、環境にやさしい生活スタイルを確立します。

(1) 環境保全意識の高揚

現状と課題

地球温暖化から廃棄物の適正処理まで、環境に関する情報は多岐にわたり日々変化しており、正しい情報を収集し、提供することが求められています。

また、地球環境を考えるうえで、幼少期からの意識の高揚を図るための「環境学習」が重要です。

基本的方向

市民へ環境に関する正確な情報を提供するとともに、環境に関する講座や幼児・児童への環境教育などを実施し、環境保全に対する意識を高め、循環型社会を担う人づくりを推進します。

主な取組み

① 環境に関する啓発と情報提供

- 広報・インターネット等による情報提供
- 3R※1の普及啓発

② 環境学習の推進

- 環境出前講座の実施
- 廃棄物処理施設等への見学者の受入れ
- 学校等における環境教育の充実

※1 3R

環境と経済が両立した循環型社会を形成していくためのキーワード。Reduce（リデュース）…廃棄物の発生抑制、Reuse（リユース）…再使用、Recycle（リサイクル）…再資源化。

(2) ごみの減量化・再資源化の推進

現状と課題

ごみの減量化・資源化については、これまでの分別収集や家庭系燃やせるごみの有料化等の取組みにより、一定の効果が上がっていますが、今後さらなる減量化・資源化の取組みを推進する必要があります。

また、廃棄物の効率的な収集運搬や廃棄物の円滑な処理が必要です。

基本的方向

循環型社会の形成に向け、市民、事業者、市が協力して廃棄物の発生抑制を進めるとともに、資源ごみの分別収集の徹底や再生利用の促進、廃棄物の適正処理の確保などに積極的に取り組みます。

主な取組み

① リサイクル活動の推進

- 資源ごみの分別収集の徹底
- 資源集団回収への支援
- 電気式生ごみ処理機等の普及
- 廃食用油のリサイクルの推進

② 事業系一般廃棄物の減量化

- 事業所における廃棄物の減量化・資源化の促進
- ゼロ・エミッション※2の促進

③ 廃棄物の適正処理

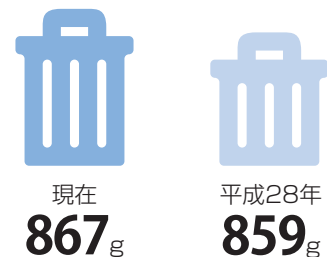
- 高岡地区広域圏事務組合ごみ処理施設の建設促進
- 効率的な廃棄物収集運搬体制の整備
- ごみ集積場設置の支援

④ 環境にやさしい公共工事の推進

- 建設廃材・残土の発生抑制と再利用の促進
- 公共工事における材料等の再利用の推進

【施策の成果を示す主な指標】

■市民1人1日あたりのごみ排出量



※2 ゼロ・エミッション

ある産業で排出される廃棄物を別の産業の原料として使用するなど、資源の使用効率を高めることにより地球全体として廃棄物をゼロにしようとする考え方。

(3) 環境に配慮したライフスタイルの展開

現状と課題

地球温暖化の主な原因とされる二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量削減が求められており、太陽光などの自然エネルギーの普及・拡大や省エネルギーの取組みを促進し、環境負荷の少ない暮らし方や事業活動を定着させる必要があります。

基本的方向

これまでの大量消費のライフスタイルを見直し、環境への負荷の低減を図るため、市民一人ひとりにエコライフの実践を呼びかけるとともに、市民、企業、行政が一体となって省エネルギーの取組みや再生可能エネルギーの導入を推進します。

主な取組み

① エネルギーの有効活用

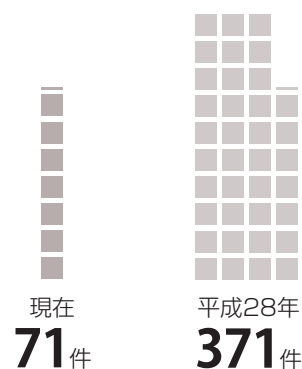
- 太陽光発電など再生可能エネルギーの導入促進
- 市庁舎等における省エネ製品の導入推進

② 手軽にできるエコライフの推進

- 保育所等における緑のカーテンの普及
- 市民、事業者へのエコドライブの普及
- グリーンコンシューマー※1の普及
- 「とやまエコライフ・アクト10宣言」※2の参加促進

【施策の成果を示す主な指標】

■住宅用太陽光発電システム設置件数
(設置補助延べ件数)



※1 グリーンコンシューマー

環境問題に配慮して商品選択をする消費者。

※2 とやまエコライフ・アクト10宣言

富山県が、国が展開している温暖化防止に向けた国民運動「チーム・マイナス6%」と連携して、日常生活での10の環境に配慮した取組みを県民に呼びかけるもの。

第2項

豊かな自然環境の保全と美しい景観づくり

基本方針

自然に対する理解を深めるとともに、生物多様性の確保や、人と自然との共生の取組みを進め、豊かで美しい自然や景観の保全に努めます。

(1) 自然環境の保全

現状と課題

経済活動の進展や生活様式の変化等により、人と自然との関係が希薄になってきており、生物の多様性の保全や水源涵養など多面的な機能を有している森林の保全などが求められています。

また、白砂青松の砂浜や変化に富んだ岩礁地帯がある海岸線は、一部で侵食が進んでおり、保全対策が必要となっています。

基本的方向

動植物の生息・生育調査を継続的に実施するとともに、市民が自然とふれあう機会を創出して、自然保護に対する意識を醸成し、生物の多様性の確保を図ります。

また、市民参加による森づくりを促進するとともに、周辺の景観と調和した海岸保全を促進します。

主な取組み

① 自然保護に対する意識の醸成

- 自然保護員の育成と活動支援
- ひみ田園漁村空間博物館^{※1}等を活用した自然とふれあう機会の創出

② 生物多様性の確保

- 希少野生生物の保護対策の推進
- 生態系を脅かす外来生物の適切な管理
- 地域の特性に応じた多様な生物が生息・生育する環境の保全



蛇が島での自然観察

③ 市民参加による森林の育成・保全

- 里山林を活用した交流の推進
- 自然学習や林業体験など、教育の場としての有効活用
- 川上から川下に至る市民の連携による森づくりの促進
- 森林ボランティアグループとの連携による海をはぐくむ森づくり運動の促進

④ 海岸線の保護

- 氷見海岸の保全の促進

※ 1 ひみ田園漁村空間博物館

建物の中に展示する従来型の博物館とは異なり、農山漁村における伝統的な農漁業用施設や美しい自然景観、伝統文化等の誇るべき地域の特徴や財産を展示品と考え、農山漁村地域全体を「空間博物館」としてとらえるもの。

(2) 生活環境の向上対策の推進

現状と課題

市内の大気、水質等は良好な状態にありますが、今後も実態把握や公害防止対策を推進していくことが必要です。

また、海岸線の漂着ごみや路上のポイ捨てごみなどの清掃ボランティアが増加傾向にありますが、さらに環境美化や景観に対する市民の理解・意識を高めることで、その輪を広げていく必要があります。

基本的方向

大気、水質等の各種調査を行い環境汚染の未然防止に努めます。

また、環境ボランティアの育成や活動支援、地域住民による自主的な環境保全活動の促進などにより、快適な生活環境の保全に努めます。

主な取組み

① 環境の状況把握や環境汚染の未然防止

- 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等の調査
- 関係機関との連携による苦情原因調査及び原因者への苦情原因解消の指導・指示

② 環境美化活動の推進

- 市民の協力による市民一斉清掃や生活排水路清掃の実施
- 環境ボランティアの育成と活動支援
- 海岸漂着物対策の推進
- 美化意識の啓発活動の推進

③ 不法投棄の防止

- 不法投棄・野焼き等の防止の啓発
- 環境保全推進員、地域の環境パトロール隊等による不法投棄防止活動への支援

④ 景観づくりへの指導強化

- 景観を損なう屋外広告物の規制
- 違法駐車・放置自転車等の規制



市民一斉清掃

(3) 身近な水環境の保全

現状と課題

生活環境の改善や川、海等の水質を良好に保全するため、計画的に下水道整備を行ってきましたが、その区域内で下水道に接続していない家庭や事業所が多くあり、早期の接続が望まれます。

また、下水道未整備地区においては生活排水処理対策を推進する必要があります。

基本的方向

下水道整備地区においては下水道への早期接続に向けた普及啓発活動を行い、下水道未整備地区においては浄化槽の整備などの汚水排水処理事業を行い、地域の水環境の保全に努めます。

また、安定した汚水処理を行うため、計画的に汚水処理施設などの機能維持に取り組みます。

主な取組み

衛生的な生活を支える汚水（排水）処理の普及促進

- 汚水処理率向上のための普及啓発活動の実施
- 下水道未整備地区での浄化槽の整備促進（モデル地区での促進など）
- 水洗化資金貸付制度、浄化槽設置補助制度の案内周知
- 汚水処理施設の長寿命化の実施

【施策の成果を示す主な指標】

■ 計画期間内に整備する合併処理浄化槽の累計基数



平成28年
500件

(4) 花いっぱいのもちづくりの推進

現状と課題

生活にうるおいをもたらす花や緑に親しむ「花いっぱい運動」は、特定の地域、グループ等が熱心に取り組んでいるものの、市民全体への広がりには十分ではありません。

このことから、市民が「いつでも」「どこでも」花や緑に親しむための環境づくりを進める必要があります。

基本的方向

自治会をはじめとした地域の各種団体等と連携した緑花^{※1}運動や植物に関する学習活動を展開することにより、市民が主体的・意欲的に花づくりなどを実施する環境を整備します。

また、花や緑で彩り、快適でうるおいのある道路づくりや河川づくりを進めるとともに、氷見市海浜植物園の花と緑の拠点としての機能強化を図ります。

主な取組み

① 花と緑に親しむ人材の育成

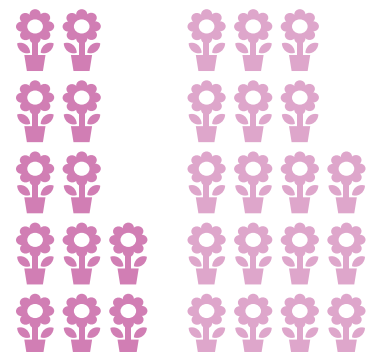
- 緑花ボランティアの育成
- グリーンキーパー等の技術力向上
- 花づくり愛好者の育成
- 植物に関する学習活動の実施
- 花や緑に関する情報の発信
- 「花と緑の相談窓口」の設置

② 花と緑に親しむ地域づくり

- 地域の緑花運動の推進母体となる「緑花推進協議会」の設立支援
- 集落ごとの地域花壇の整備促進
- 企業と連携した緑花活動
- 沿道や河川堤防などでの花づくりや植樹の促進
- 公共施設での花壇やハンギングバスケット^{※2}の設置
- 花苗、花壇用消耗品などの支給や植樹事業の実施

【施策の成果を示す主な指標】

■ 地域花壇整備数



現在
12箇所

平成28年
18箇所

③ 花と緑の拠点の強化

- 氷見市海浜植物園のリニューアル※3

【施策の成果を示す主な指標】

■ 緑花推進協議会の設立数



平成28年
12団体

※1 緑花

富山県では、「花と緑といのちが輝く富山」への願いを込めて「緑花」と表現している。

※2 ハンギング・バスケット【hanging basket】

空中につるしたり、壁に掛けたりして用いる植木鉢や植木鉢を入れる籠。

※3 リニューアル【renewal】

新しくすること。一新すること。再生。また、改装。

